

両立支援プラスα

「両立支援プラスα」とは育児や家族介護が困難な社員を、法定以上の支援をする制度です
～2022年10月より～

1. 育児支援プラスαについて

育児休業個別延長制度の整備

■ 現行の規定

育児休業は子が1歳に達するまでの期間が原則です。
但し、保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合は1歳6ヶ月、更に2歳に達するまで延長することができます。 ※育児休業給付受給可

■ 育児支援プラスα 継続雇用のためには 子が2歳に達するまでに入所できなかったとき

子が2歳に達するまでに保育所等へ入所できなかった社員に対する措置として直近の新年度入所時期まで（4月30日ころ）延長期間をプラス。
※プラスαには公的支援、会社からの支援はありません。無給。

子の看護休暇制度の整備

■ 現行の規定

小学校就学の始期前の子のある社員は、疾病の子の世話をするために、1年間につき5日、2人以上の場合は10日まで看護休暇を取得することができます。 ※公的支援なし、無給。

■ 育児支援プラスα 安心してお休みを取るためには 子が感染症や、事故等で療養するためその看護で法定日数を超えて休まなければならないとき

法定日数を超える看護休暇の取得を必要とする社員に対する措置として、1年間につき7日、2人以上の場合は14日」と、2日間看護休暇をプラス。
※プラスαには公的支援、会社からの支援はありません。無給。

所定労働時間の短縮措置の整備

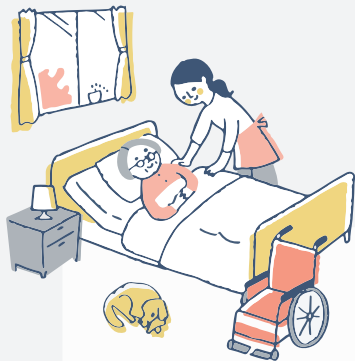
■ 現行の規定

3歳に満たない子を養育する社員は、申し出ることにより、所定労働時間について、6時間に変更することができます。給与は労働時間に応じて支給。 ※公的支援なし。

■ 育児支援プラスα 周りを気にしないで就業するには 子を保育所に送迎するため所定労働時間を勤務することが困難となるとき

社員に特別な事情がある場合で、申出により会社が認めた場合は、社員に対する措置として、「小学校就学の始期まで」短縮措置の期間延長をプラス。※利用者は1年ごとに申請。
※プラスαには公的支援はありません。給与は労働時間に応じて支給。





両立支援プラスα

「両立支援プラスα」とは育児や家族介護が困難な社員を、法定以上の支援をする制度です
～2022年10月より～

2. 介護支援プラスα

介護休業個別延長制度の整備

■ 現行の規定

介護休業は要介護状態にある家族1人につき、原則として、のべ93日間が原則です。
※介護休業給付受給可

■ 介護支援プラスα 継続雇用のためには 93日間では不足するとき

介護休業期間が若干不足する社員に対する措置として、介護休業期間をのべ100日間とし7日間延長期間をプラス。
※プラスαには公的支援、会社からの支援はありません。無給。

介護休暇制度の整備

■ 現行の規定

要介護状態にある家族の介護その他の世話をする社員は、1年間につき対象家族1人につき5日、2人以上の場合は10日まで介護休暇を取得することができます。
※公的支援なし、無給

■ 介護支援プラスα 安心してお休みを取るためには 家族介護のためには法定日数を超えて休まなければならないとき

法定日数を超える介護休暇の取得を必要とする社員に対する措置として、1年間につき7日、2人以上の場合は14日」と、2日間介護休暇をプラス。
※プラスαには公的支援、会社からの支援はありません。無給。

